

介護サービス提供中の事故報告について

介護サービス提供中に事故が発生した場合は、迅速に対応するとともに、原因を分析し、再発防止に努めなければなりません。そのため、担当者だけでなく、サービス事業者・施設全体で対応することが必要です。

事故報告の必要性を今一度認識していただくため、「山陽小野田市介護保険事業者における事故報告ガイドライン」を策定しています。各事業者におかれましては、事故を発生させないことを第一に考えられ、万が一報告すべき事故が発生した場合は、ガイドラインに沿って速やかに保険者に報告をお願いします。

なお、事故報告書の提出が必要な事故種別や報告すべき内容等は、下記山陽小野田市ホームページに掲載のガイドラインでご確認ください。

また、令和7年度の事故報告書について、別紙のとおり件数や事故の内容等を取りまとめましたので、今後の事故防止のためにご活用ください。

○山陽小野田市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/uploaded/attachment/46663.pdf>

○事故報告書様式

<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/uploaded/attachment/48315.xls>